

浜松市条例第 29 号

浜松市税条例の一部を改正する条例

浜松市税条例（昭和 29 年浜松市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5（第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 47 条の 4 第 1 項（第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 48 条第 1 項（法第 321 条の 8 第 3 4 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。）、第 53 条の 7、第 68 条、<u>第 82 条の 6 第 1 項</u>、第 84 条第 2 項、第 100 条第 1 項若しくは第 2 項、第 104 条第 2 項、第 107 条、第 142 条第 1 項、第 148 条、第 155 条第 3 項又は第 167 条第 1 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5（第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 47 条の 4 第 1 項（第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 48 条第 1 項（法第 321 条の 8 第 3 4 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。）、第 53 条の 7、第 68 条、第 84 条第 2 項、第 100 条第 1 項若しくは第 2 項、第 104 条第 2 項、第 107 条、第 142 条第 1 項、第 148 条、第 155 条第 3 項又は第 167 条第 1 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>

(1) (略)

(2) 第82条の6第1項の申告書、第100条第1項若しくは第2項の申告書、第142条第1項の申告書又は第167条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第82条の6第1項の申告書、第100条第1項若しくは第2項の申告書、第142条第1項の申告書又は第167条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第81条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

(1) (略)

(2) 第100条第1項若しくは第2項の申告書、第142条第1項の申告書又は第167条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第100条第1項若しくは第2項の申告書、第142条第1項の申告書又は第167条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第81条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第82条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第82条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第82条の2 (略)

(環境性能割の課税標準)

第82条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第82条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第82条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第82条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第82条の2 (略)

の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第82条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第82条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第91条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第82条の9 商品であって使用しない軽自動車等のうち、市長が定めるものに対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、

(軽自動車税の課税免除)

第82条の3 商品であって使用しない軽自動車等のうち、市長が定めるものに対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について

それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第84条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。ただし、市長は、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(種別割の徴収の方法)

第86条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第88条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規

て、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第84条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。ただし、市長は、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(軽自動車税の徴収の方法)

第86条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第88条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第

則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第89条 (略)

(種別割の減免)

第90条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(9) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第89条 (略)

(軽自動車税の減免)

第90条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(9) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第91条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提

第91条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を市

出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けた者について準用する。

第91条の2 市長は、災害により損害を受けて使用することができなくなった軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日又は災害の発生から30日を経過する日のいずれか遅い日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び第90条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の納税証明書の交付)

第93条の2 市長は、道路運送車両法第62条第1項の検査を申請しようとする軽自動車又は二輪の小型自動車に係る所有者が、同法第97条の2第1項に規定する書面の交

長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者について準用する。

第91条の2 市長は、災害により損害を受けて使用することができなくなった軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日又は災害の発生から30日を経過する日のいずれか遅い日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び第90条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の納税証明書の交付)

第93条の2 市長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条第1項の検査を申請しようとする軽自動車又は二輪の小型自動車に係る所有者が、同法第97条の

付を申請する場合において、当該軽自動車又は二輪の小型自動車について現に軽自動車税を滞納していないとき、又はその滞納が天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、当該所有者の申請によって、その旨を証する証明書を当該所有者に交付する。

附 則

(特別土地保有税の課税の特例)

第20条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第20条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第20条の4の規定により読

2第1項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該軽自動車又は二輪の小型自動車について現に軽自動車税を滞納していないとき、又はその滞納が天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、当該所有者の申請によって、その旨を証する証明書を当該所有者に交付する。

附 則

(特別土地保有税の課税の特例)

第20条 (略)

み替えられた第82条の6第1項の納期限
(納期限の延長があったときは、その延長さ
れた納期限) 後において知った場合におい
て、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣
の認定等の申請をした者が偽りその他不正
の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な
情報を直接又は間接に提供した者の偽り
その他不正の手段を含む。)により国土交通
大臣の認定等を受けたことを事由として国
土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を
取り消したことによるものであるときは、当
該申請をした者又はその一般承継人を当該
不足額に係る三輪以上の軽自動車について
法附則第29条の11の規定によりその例
によることとされた法第161条第1項に
規定する申告書を提出すべき当該三輪以上
の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税
の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納
付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同
項の不足額に、これに100分の35の割合
を乗じて計算した金額を加算した金額とす
る。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第20条の3 市長は、当分の間、第82条の
8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の
環境性能割を減免する自動車に相当するも
のとして市長が定める三輪以上の軽自動車
に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免
する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付等の
特例)

第20条の4 第82条の6の規定による申

告納付及び報告については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第20条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第20条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第82条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第82条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第21条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて
「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する
年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については、当
分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中

(軽自動車税の税率の特例)

第21条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第
3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した
月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第83条の規定の適用については、当
分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)あ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第83条の規定の

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)あ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)あ中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第21条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第84条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみな

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第21条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第84条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動

<p>して、<u>軽自動車税の種別割</u>に関する規定（第 88 条及び第 89 条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき<u>軽自動車税の種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>車税に関する規定（第 88 条及び第 89 条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 改正後の浜松市税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
（浜松市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）
- 浜松市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年浜松市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の<u>種別割</u>に係る浜松市税条例第 83 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲</p>	<p>附 則</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る浜松市税条例第 83 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字</p>

げる字句とする。

(表略)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る浜松市税条例附則第21条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

句とする。

(表略)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る浜松市税条例附則第21条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(あらし)

この条例は、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するとともに、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に係る軽自動車税の税率の特例期間の延長を行うほか、所要の整備を行うものです。